

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和4年9月6日

四條畷市農業委員会議事録

令和4年9月6日(火)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄
委 員	東山 幸史、西川 一也、土井 一憲、北田 澄子 狭山 清隆、築山 義治、林 秀一、浦川 秀一、久門 廣美 田伏 和司、平井 勉、小林 克重

2 本日の欠席委員

3 本日の事務局職員

事務局長	西野 英晃
事務局書記	久保 光希

4 本日の議案

日程第1 [議案第95号]	相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の 証明書交付報告の件
日程第2 [議案第96号]	四條畷市農地等の利用の最適化の推進に関する指針策定の 件
日程第3 [議案第97号]	令和4年度最適化活動の目標の設定の件

5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
本日の議事録署名者には、土井 一憲委員と北田 澄子委員の
お二人にお願いしたいと思います。よろしく願い致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、
円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしく
お願い致します。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1

議案第95号

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第95号につきまして、事務局より議案を朗読します。

議案朗読。詳細については担当より説明します。

それでは、ご説明いたします。

この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。

番号1の場所については、位置図No1、2、3をご覧ください。

蒔屋本町193は市民活動センターの北側付近、蒔屋新町311-1、312、313-甲、乙は星子幼稚園の北側付近、美田町90-32、33、43は四條畷消防署の南側付近でございます。

現況は、現地写真1段目の左側から2段目の左側のとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

番号2の場所については、位置図No4、5をご覧ください。

蒔屋本町193は市民活動センターの北側付近、蒔屋新町311-1、312、313-甲、乙は星子幼稚園の北側付近でございます。

現況は、現地写真1段目の左側から右側のとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

番号3の場所については、位置図No4、5をご覧ください。

この案件につきましては、中西会長が申請者であるため、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限がありますので、一時ご退席いただきます。

砂3-486、486-2、494、576は交野支援学校の東側付近でございます。

現況は、現地写真2段目の右側から3段目の右側のとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

議長

その他なにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第2

議案第96号

四條畷市農地等の利用の最適化の推進に関する指針策定の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第96号につきまして、事務局より議案を朗読します。

議案朗読。詳細については担当より説明します。

それでは、ご説明いたします。

この指針は、農業委員会の所掌事務である農地等の利用の最適化を進めるため具体的な目標と推進方法を定めるものです。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和4年5月27日に公布され、公布の日から起算して1年を超えない範囲で施行されます。この改正では、農業委員会等法に関する法律第7条第1項に規定する農地等の利用の

最適化の推進に関する指針の策定が義務化される改正となっております。農業委員会においても、本法律の改正を見据え指針を策定するものです。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第3 議案第97号

令和4年度最適化活動の目標の設定の件

議長

議案第97号につきまして、事務局より議案を朗読します。

事務局長

議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記

それでは、ご説明いたします。

この目標は、農業委員会等法に関する法律第7条第1項に規定する農地等の利用の最適化の推進に関する指針に掲げる目標を達成するため、毎年度、設定するものです。

今後、この目標の達成に向け委員会全体で活動を進めていきます。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会決定と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会はこちらをもちまして閉会とします。

午後2時00分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長)会長

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 書記